

# おおかわ総合ケアセンター 運営規程

## (指定居宅介護支援事業所)

### (事業の目的)

第1条 本運営規程は医療法人社団高邦会が開設するおおかわ総合ケアセンター（以下「センター」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員又は従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、利用申込者又はその家族に対し、適正な介護サービス計画及び居宅介護支援を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 センターの介護支援専門員は利用者の適切な課題分析を行い、状況を十分に把握するように努め、その結果を基に各種専門職と協議を行い、介護サービス計画を作成する。また事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、公平且つ適正な介護サービス計画を作成するものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 おおかわ総合ケアセンター
- 二 所在地 福岡県大川市大字榎津160番地1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）  
管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定居宅介護支援の提供を行うため、事業所の介護支援専門員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 二 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務員 1名  
必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月31日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

### (指定居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

### (指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の

相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、当センターで定めた方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室又は利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談に応じるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法廷代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大川市、柳川市、三潴郡大木町、久留米市城島町の区域とする。

(秘密保持等)

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(個人情報利用についての同意)

第11条 事業所は、サービスを実施する際に必要となる利用者の個人情報について、サービス担当者会議や居宅サービス事業者などに個人情報を提供又は用いる場合には、利用者若しくはその家族に対し書面での同意を求め承諾を得るものとする。

(苦情処理)

第12条 管理者は、提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 当事業所では、利用者等の人権擁護及び虐待防止を推進し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、利用者及びその家族等の支援を行いその負担の軽減を図る。高齢者虐待とは、養護者（高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等）、養介護施設従事者等（介護保険施設等の入所施設、介護保険居宅サービス事業者、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向けの福祉・介護サービスに従事する職員）が行う次のような行為である。

- 一 身体的虐待  
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 介護世話の放棄・放任（ネグレクト）  
高齢者を衰弱させるような著しい減食、長期間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- 三 心理的虐待  
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 性的虐待  
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 五 経済的虐待  
養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- 2 未然防止のための措置

利用者等の人権擁護及び虐待防止のため、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。

- 一 虐待防止指針の整備と職員への周知
- 二 虐待防止研修の実施
  - 「虐待防止」「身体拘束防止」「権利擁護」に係わる研修を年1回以上実施する。
  - 2月に1回程度、虐待防止チェックシートを用い職員が自身の行動を振り返る機会を設ける。
- 三 虐待防止責任者の選定と虐待防止委員会の定期開催（年1回以上）
  - 虐待防止責任者を選定し事業所内にて虐待防止委員会を開催する。また、グループの介護保険事業所間で開催する虐待防止委員会にも参加し情報共有・虐待防止に努める。

### 3 発生時の対応

養護者又は養介護施設従事者等による、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに対応する。

- 一 虐待の事実確認と記録
- 二 職員への聞き取り調査
- 三 利用者・家族への説明と支援
- 四 関係機関（市町村・包括支援センター等）への報告・通報
  - ※生命・身体に危険がある状況では警察への相談・報告・通報も実施
- 五 再発防止策の検討と職員への周知

### （非常災害対策）

#### 第14条

従業者は地震及び火災等の非常災害に際して、利用者の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。

2 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難用具等の備え付け場所ならびにその使用方法を熟知しておかなければならない。

3 従業者は、非常災害を発見、又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど、適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

4 消防法第8条に規定する防火管理者は、非常災害に関する具体的計画（消防施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を策定するとともに、当該計画に基づく消火・通報及び避難の訓練（年2回実施）等の防災業務を行うものとする。

5 従業者は事業継続計画（BCP）に応じた対応に至るよう、目的と重要性を含め理解し、適切に災害や緊急事態の対応ができる体制を構築する。（自然災害等に伴う非常災害時、新興感染症等に伴う非常災害時を含む。）

1年を通し訓練を実施する。（風水害・地震1回、防犯1回、感染症関連1回、計3回の訓練及びシミュレーション等を消火・通報及び避難の訓練2回に加え実施する。）その際、運用可能な計画に至っているか事業継続計画（BCP）の見直しを継続的に行う。

### （その他運営についての留意事項）

第15条 センターは事業を運営するに当たり、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 学会・研修会の参加 管理者が必要と認めた時
- (3) センター内での勉強会・ケース検討会 随時

2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団高邦会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日改定。

平成 26 年 4 月 21 日改定。

平成 26 年 11 月 1 日改定。

平成 27 年 11 月 1 日改定。

平成 28 年 1 月 1 日改定。

平成 28 年 9 月 1 日改定。

平成 28 年 11 月 1 日改定。

平成 29 年 5 月 1 日改定。

令和 4 年 6 月 1 日改定。

令和 6 年 4 月 1 日改定。

令和 7 年 6 月 1 日改定。

令和 7 年 9 月 1 日改定。

令和 7 年 11 月 1 日改定。